生活・環境

水道

上下水道課 上水道室　☎54-1118

各種届出

●水道の新設手続

新築などの水道新設時の手続きとなります。手続きは上水道室へお申し込みください。工事は指定業者でなければ行うことができません。

●水道を使い始めるとき（開始）・使用をやめるとき（休止）

上水道室で届出書を記入していただきますので、印鑑を持参してください。

＜開栓について＞

届出書を記入していただくとともに、開栓手数料700円を納入してください。

＜閉栓について＞

届出書を記入していただくとともに、閉栓手数料700円を納入してください。

長期間使用しない水道でも休止の届出をしないと継続して水道料金、下水道使用料がかかります。

水道料金

●請求時期

水道料金は、月々の使用水量から使用料金を算定し、消費税を乗じて計算します。なお、料金は1カ月ごとに納入していただくこととしています。

●上水道料金表（1カ月あたり・消費税抜き）

用途別	基本料金		超過料金（1㎥につき）	
	水量	使用料		
一般用	使用水量10㎥まで	1,000円	11～30㎥	127円
			31㎥以上	153円
大口用	使用水量200㎥まで	19,200円	201～500㎥	121円
			501㎥以上	149円
特別用	使用水量50㎥まで	7,100円	51㎥以上	141円
営業用	使用水量200㎥まで	32,600円	201～500㎥	174円
			501㎥以上	195円

※料金計算方法（基本料金＋（超過水量×超過料金））＋消費税

※お支払方法

・口座振替でのお支払いは、検針月の翌月末日の引き落としとなります。引き落としは1回のみで、再振替はできません。（末日が金融機関の休日の場合は翌月最初の営業日）

・検針月の翌月10日ごろまでには、納入通知書がお手元に届きますので、上下水道課または取扱金融機関窓口、コンビニエンスストアでお支払いください。

水道工事

●水道の新設・改造は町指定給水装置工事事業者へ

新しく水道を引いたり、蛇口を増やしたり、漏水修理などの工事をしたいときは、指定給水装置工事事業者に依頼してください。必要な手続きをすべて代行します。

★指定給水装置工事事業者名簿は、町ホームページに掲載していますので、ご確認ください。
http://www.town.yoshioka.gunma.jp/kurashi/suido/jousuido/kouji.html

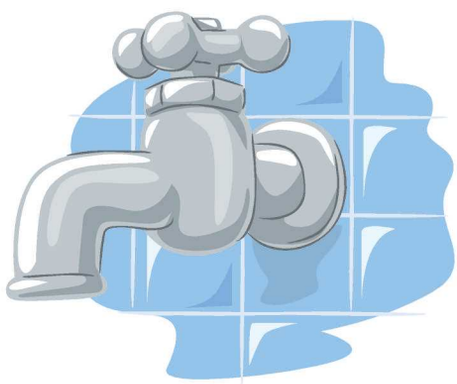

下水道

上下水道課 下水道室　☎26-2284

下水道料金表（1カ月あたり・消費税抜き）

公共下水道および農業集落排水の使用料は、水道のメータ検針の水量で計算し、下記料金表で算定された額に消費税を加えた額が料金となります。

水道ではなく、井戸水や湧水等を家事のみに利用されている場合は、計算方法が異なります。ご不明な点等ありましたら、下水道室へお問い合わせください。

使用水量		使用料
10㎥まで（基本料金）		1,000円
11㎥以上　40㎥まで	1㎥につき	110円
41㎥以上100㎥まで	1㎥につき	120円
101㎥以上	1㎥につき	130円

（参考料金）
使用水量15㎥　⇒　1,550円＋消費税
使用水量25㎥　⇒　2,650円＋消費税
使用水量45㎥　⇒　4,900円＋消費税

受益者負担金

●公共下水道受益者負担金

公共下水道の建設事業費は、国・県からの補助金、町債、町費および受益者負担金でまかなわれています。受益者負担金制度とは、下水道の計画的な整備をできるだけ早く進めるために、公共下水道が整備されることによって利益を受ける方々に建設費の一部を負担していただく制度です。

納めていただく負担金額は、受益者（土地の所有者）の土地の登記面積に、1㎡あたりの単位負担金額を乗じて算出を行います。単位負担金額は、整備に要した事業費を整備面積で割り出した額に負担割合を乗じて算出します。現在供用開始になっている区域では、単位負担金額は340円または370円となっています。

すでに供用開始の区域
（土地の登記面積）×（340円または370円）

新たに供用開始になる区域
（土地の登記面積）×（単位負担金額）

●農業集落排水受益者分担金

農業集落排水の計画区域では、上野田処理区、北下・南下処理区、小倉処理区の三つの計画区域ですべて供用開始になっています。新たに農業集落排水への接続をご希望される方に納めていただく受益者分担金は、一律29万円です。ただし、処理区によっては処理場の施設能力に限りがあるため、接続できない場合があります。

排水設備工事

●つなぎこみは町指定工事店で

公共下水道または農業集落排水へのつなぎこみ工事は、適正な施工が必要であることから、町指定工事店による施工が必要です。町指定の工事店は、町ホームページからご確認いただけます。

●下水道管には雨水を流さないでください！

吉岡町の汚水は、公共下水道は玉村町の県央水質浄化センター、農業集落排水は各地区の処理場で処理されます。

降雨時には雨水の混入した汚水が大量に流れ込み、処理場の機能を損なう事態が起こります。

下水道管は、公共下水道・農業集落排水ともに汚水専用となっていますので、絶対に雨どいなどからの雨水を下水道管には流さないようにお願いします。

油は大敵！

ご家庭の排水管や台所・風呂はもちろん、下水道施設にとって油は大敵です。設備の不具合、詰まりや悪臭の要因となります。日頃から油や異物を排水に流さないようにご協力をお願いいたします。

飼い犬の登録と狂犬病予防注射

➔ 町民生活課 生活環境室　☎26-2243

狂犬病予防法により、生後90日を経過した犬の飼い主には、「生涯に1度の登録」・「1年に1度の狂犬病予防注射」が義務づけられています。家族の一員である愛犬のためにも必ず受けましょう。

●登録ができる場所

・生活環境室窓口または町で行っている集合注射の会場（毎年4月・10月ごろ）

※登録後に「鑑札」を交付いたします。

●狂犬病予防注射ができる場所

・町で行っている集合注射の会場（毎年4月・10月頃）または渋川地区獣医師会に所属している動物病院

※狂犬病予防注射後に「注射済票」を交付いたします。

※渋川地区獣医師会に所属していない動物病院で予防注射をした場合、獣医師が証明する狂犬病予防注射の証明書（写し）を提出していただければ、生活環境室窓口で注射済票を交付いたします。

●鑑札と注射済票の取り扱い

・鑑札と注射済票は他の市町村に引っ越すときなどに必要となります。

※迷子になり捕獲された際、飼い主を特定する重要な情報になりますので、首輪に必ず付けてください。

道路（歩道）の動物の死骸

➔ 町民生活課 生活環境室　☎26-2243
産業建設課 産業振興室　☎26-2280

道路や歩道で、犬・猫の死骸を見つけた場合には生活環境室に、鳥獣（猪・狸等）の死骸を見つけた場合には産業振興室にご連絡ください。なお、家の庭などの私有地に関しては、町で回収することができませんのでご了承ください。また、ペット等は飼い主自身で処理をお願いします。

広　告

UTSUNOMIYA ANIMAL CLINIC
うつのみや動物病院
院　長　宇都宮 敬三
獣医師　宇都宮 三誠
〈診療時間〉午前9時～午後7時
1時～5時は予約制
〈休診日〉日曜・祝日
自宅　☎54-3000
病院　☎54-3062
吉岡町大久保2418-2

犬・猫・ペットの霊園
赤城山麓に広がる
緑と安らぎのふる里
赤城メモリアルパーク
0120-11-2083
http://www.akagi-pet.com
前橋市富士見町石井2453-94
火葬 ・個別 ・合同 ➔ 納骨 ・墓地 ・納骨室 ・慰霊塔 ➔ 供養 ・春秋年2回の慰霊祭

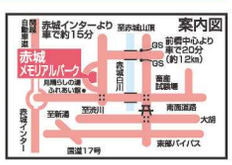

◆ ペットの火葬・供養
◆ 墓地・納骨施設
お迎え（お引取り）もできます。
MINE Animal Cemetery
嶺（みね）動物霊園
「愛のお墓」分譲中

0120-39-9962
前橋市金丸町337-1
http://www.pet-akagi.com

収集するごみ

町民生活課 生活環境室　☎26-2243

ごみの分別と出し方

段ボール・雑誌・新聞・アルミ缶・スチール缶などについては、地域の資源ごみ回収に出しましょう。

●リサイクルごみ

キャップを取り、中を洗い、指定されたコンテナへ入れてください。

<ビン>

破損したビンや化粧品容器のように油分の多いビンは従来どおり、「不燃ごみ」として出してください。

一升ビンは集団回収、または酒屋さんに出してください。

ビンの種類	主な分別対象物	回収容器
無色透明ビン	透明のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	
茶色ビン	茶色のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	
その他のビン	透明・茶色以外のジュースビン、洋酒ビン、ドリンクビン、調理用ビンなど	

<ペットボトル>

必ずキャップをはずし、容器内を洗いラベルをはがしてつぶさずに出してください。

◇主な分別対象物

ジュース、しょうゆ、酒、焼酎、みりん等の入っていたペットボトル。PETマーク（1番のマーク）のついているものに限ります。

◇回収容器

●可燃ごみ（燃えるごみ）

町指定の可燃ごみ用袋（緑色の袋）に入れて出してください。

生ごみは水切りをよくしてから出してください。

貝ガラは可燃ごみです。

使い捨てライターは必ず中身を使い切ってください。

・ペットボトルはリサイクルへ出してください。

・新聞紙、牛乳パック、ダンボール、衣類は自治会等による集団回収へ出してください。

◇主な分別対象物

紙類、紙おむつ、厨芥類、繊維類、プラスチック製品、ゴム製品、皮革製品、布団類など

●不燃ごみ（燃えないごみ）

町指定の不燃ごみ用袋（半透明の袋）に入れて出してください。

スプレー缶等は、釘などで必ず穴を空けて出してください。

・ガラスビンはリサイクルへ出してください。

◇主な分別対象物
　金属類（アルミ缶、スチール缶）、筒型乾電池（水銀0使用のもの）、陶器類、ガラス等、小型家電など

●粗大ごみ（大きいごみ）
　町指定の粗大ごみシールを貼って出してください。
◇主な分別対象物
　ストーブ（石油は抜くこと）・電子レンジ・掃除機等の家庭用電気製品。
　木・竹・家具類などの木製品。
　いす、机、ベッド、ソファー・マットレスについては金属部分と布部分を切り離せば回収します。

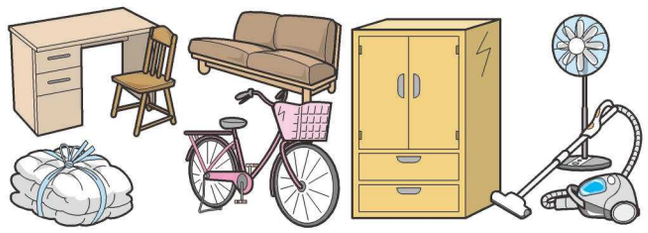

●収集しないもの
・タイヤ　・ガスボンベ　・バッテリー　・消火器
・バイク　・ボイラー　・鉄線ワイヤー　・鉄片
・金属塊　・コンクリート塊　・陶器塊　・タイル塊
・農機具　・農業用ビニール　・ドラム缶　・自動車部品
・業務用冷蔵庫　・建築廃材　・感染性医療廃棄物
・爆発性　・毒物性・劇物性の内容缶類　・廃油
・破砕の困難なもの

●清掃センターでの引き取りができないもの
※リサイクル法施工により、清掃センターでの引き取りができなくなりましたので、販売業者等に引き取ってもらってください。

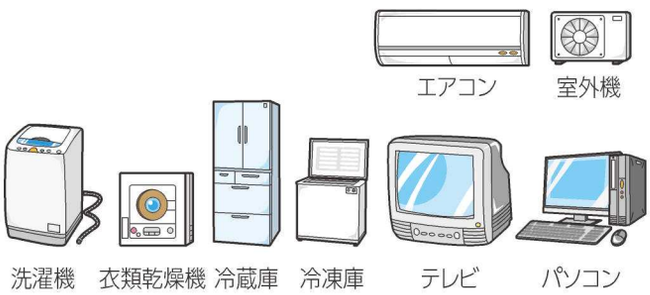

家電リサイクル法の対象品の出し方

●出し方
　家電リサイクル法の対象品は、粗大ごみ・燃えないごみとしてステーション回収することはできません。また、渋川地区広域圏清掃センターへ持ち込むこともできません。
　次のように排出してください。

＜家電リサイクル法の対象品＞
・冷蔵庫　・エアコン　・テレビ　・洗濯機
・衣類乾燥機
◇買い換えの場合
　製品を買い換えする小売店に引き取りを依頼してください。（リサイクル料金＋収集運搬料金）
◇買い換えではなく排出する場合
　製品を過去に購入した小売店に引き取りを依頼してください。（リサイクル料金＋収集運搬料金）
◇その他
・小売店に引き取りを依頼する。（リサイクル料金＋収集運搬料金）
　（但し、販売店に引き取り義務はありません。）
・一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼する。（リサイクル料金＋収集運搬料金）
・メーカーの指定取引場所に直接持ち込む場合（リサイクル料金）
　（事前にゆうちょ銀行・郵便局へ行きリサイクル料金を支払ってから搬入してください。）

家庭用パソコンの出し方

　平成15年10月から資源有効利用促進法に基づき、家庭用パソコンの回収・リサイクルが始まりました。
　家庭用のパソコンはステーション回収および、渋川地区広域圏清掃センターへ持ち込むことはできません。
　消費者の皆さんとメーカーが協力しながら、使用済みパソコンを再資源することにより、廃棄物の削減と資源の有効利用の促進を目指しましょう。
　みなさんのご協力をお願いします。

●対象について
＜回収・リサイクルの対象となるもの＞
・デスクトップ型パソコン本体
・ノートブック型パソコン
・ディスプレイ（ブラウン管式または液晶式）
・ディスプレイ一体型パソコン
（注）パソコン本体については、1kgを超えるもの
＜回収・リサイクルの対象とならないもの＞
・プリンタ・スキャナなどの周辺機器
・ワープロ専用機・携帯用モバイル
・CD-ROM・フロッピーなど
・取扱説明書/マニュアル
・本体が1kg未満のパソコン
・メーカーが撤退したパソコン・自作のパソコン
◇排出方法
　燃えないごみ・粗大ごみとして出してください。
　取扱説明書・CD-ROM・フロッピーは燃えるごみとして出してください。

事業系ごみの出し方

　事業所のごみ（事業系ごみ）は「ごみステーション」には出せません。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条第1項
　「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任に置いて適正に処理しなければならない」と定められています。
　業種や営利目的の有無、規模にかかわらず、事業を営む全てが対象となります。

家庭ごみ収集計画

収集エリア	
西部地区	・小倉　・上野田　・上野原　・下野田　・北下　・南下 ・陣場
東部地区	・大久保寺下　・大久保寺上　・溝祭　・駒寄 ・漆原西　・漆原東

	一般ごみ			粗大ごみ
	燃えるごみ（緑色）	燃えないごみ（半透明）	分別ごみ（リサイクルごみ）	
西部地区	毎週月曜日・木曜日	毎月 第1・3水曜日 第5水曜日は収集できません。	毎月 第2・4水曜日 第5水曜日は収集できません。	各自治会ごとに年2回
東部地区	毎週火曜日・金曜日			

※年末年始を除きます。

ごみの直接搬入

清掃センターへの直接持ち込みが可能です（有料20kg／300円）。

・免許証などの身分証明書を持参してください。
・燃えるごみ、燃えないごみ、粗大ごみを受け付けします。分別して搬入してください。
・収集できないごみ欄に記載されている品目のほか、下記の大きさであっても、肉厚の金属、ワイヤーなどの硬い鉄や、ガス、油、薬品などが入った容器は受け入れできません。

●粗大ごみの受入制限

＜可燃性粗大ごみ＞
・幅……1.5m以下　・奥行き…0.6m以下
・高さ…3.0m以下
※タンスなど箱形のもの（大きめの金具を取る）。

＜不燃性粗大ごみ＞
・幅……1.2m以下　・奥行き…1.2m以下
・高さ…2.0m以下

直接搬入の場合の問い合わせ先

渋川地区広域圏清掃センター　☎23-0460
渋川市行幸田3153番地2

●搬入時間（土・日曜日、年末年始を除く）
8:30から16:30まで
（12:00～13:00を除く）
※午前中は12:00、午後は16:30には退場できるよう、余裕を持って搬入してください。

広　告

有限会社
渋川衛生社

おかげさまで53年！
ゴミ収集・浄化槽のお掃除・保守管理なら
おまかせ下さい！
渋川市渋川2003番地
TEL 0279-22-0923
緊急TEL24時間 090-5770-1010
FAX 0279-22-0976
Mail:sibukawaeiseisya@dan.wind.ne.jp

memo

広　告

足場の施工・販売・リース、
外壁塗装・張り替え、
屋根の葺き替えなど住宅リフォーム一式

株式会社 栄光

〒370-3604
北群馬郡吉岡町大字南下1038
TEL 25-7736

浄化槽設置事業費補助金

上下水道課 下水道室　☎26-2284

吉岡町では河川や地下水、そして水路等の水質浄化を図りながら、環境保全に努めています。

私たちの生活雑排水は河川に流れるか、地下に浸透しています。自然の浄化作用が飽和状態となったとき、汚染が目に見えてきます。これでは、本来の状態に戻るまでにかなりの時間と莫大な費用が必要になります。

また、この状態が改善されなければ、土壌汚染に発展するなど、自然環境の破壊がますます深刻になり、ついには私たちの健康・生活に多大な影響を及ぼすことになってしまいます。

このようなことから、吉岡町では環境汚染防止策の一環として、合併処理浄化槽設置の補助金制度を設けて活用していただけるようにしています。

●補助対象となる区域及び建築物

補助対象区域は、公共下水道の区域又は農業集落排水の区域を除く全域です。公共下水道又は農業集落排水に接続ができない場合は補助対象になります。

原則一般住宅の合併処理浄化槽を個人が設置した場合に補助対象となります。5戸以上の分譲住宅や貸家及び1,000㎡以上の開発行為等による箇所は補助対象になりません。

補助対象要件など、ご不明な点は下水道室へお問い合わせください。

●補助金交付額

11人槽以上の浄化槽は、補助の対象になりません。

当該年度予算内で補助金交付枠に制限がありますので、申請にあたってご不明な点がありましたら、下水道室へお問い合わせください。

人槽	交付額
5人槽	174,000円
6～7人槽	225,000円
8～10人槽	298,000円

➲浄化槽エコ補助金も確認

単独処理浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽へ転換される場合は、上記の補助金のほかに浄化槽エコ補助金にも該当する場合があります。

浄化槽エコ補助金

上下水道課 下水道室　☎26-2284

浄化槽エコ補助金は、原則単独浄化槽またはくみ取り槽の撤去を行い、合併処理浄化槽へ替える（転換する）方に限り、浄化槽設置事業費補助金のほかに、県からのエコ補助金10万円が追加で交付されます。申請に必要な手続きなど、ご不明な点は下水道室へお問い合わせください。

●補助金対象となる区域及び建築物

浄化槽設置事業費補助金の要件と同様。

●補助金交付額

人槽にかかわらず1基あたり10万円。

浄化槽保守点検業者および清掃業者

上下水道課 下水道室　☎26-2284

●し尿処理及び浄化槽清掃業者

吉岡町でし尿のくみとり及び浄化槽の清掃を行える業者は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合の許可を受けている以下の業者です。

業者名	電話番号	住所
㈲北群馬衛生社	0279-54-2768	吉岡町大字南下1394-1
㈲渋川衛生社	0279-22-0923	渋川市渋川2003
㈲関東清掃社	0279-22-0294	渋川市渋川1813-33

●浄化槽保守点検業者

吉岡町で浄化槽の保守点検業務を行える業者は、群馬県知事の登録を受けた業者です。登録を受けた業者は、群馬県ホームページの「中部環境事務所管内保守点検業者一覧」で確認ができます。

公害等

町民生活課 生活環境室　☎26-2243

➲公害相談

町では、工場などからの騒音・振動・悪臭などの公害を防止し、生活環境を保全するため、公害に関する相談や工場・事業所などへの立ち入り調査を行っています。公害の種類によって、町と群馬県が役割分担をしています。

○騒音・振動・悪臭に関する相談	⇒町民生活課 生活環境室 （☎26-2243）
○水質汚濁・大気汚染・土壌汚染・地盤沈下に関する相談	

統計調査

総務政策課 政策室　☎26-2241

統計調査は、調査毎に実態や状況を把握し、各種行政施策等の基礎資料を得るうえでとても重要なものです。調査員が訪問した際は、調査のご協力をお願いします。

消費者行政

産業建設課 産業振興室　☎26-2280

町では、「消費者トラブル」に関する相談窓口を、平成24年4月より渋川市消費生活センターに委託しています。消費生活センターでは、相談内容を整理し、内容によっては法律専門家への紹介も行っております。相談は電話または来所のどちらでも結構です。

●渋川市消費生活センター（☎22-2325）

・場　　所：渋川市役所第2庁舎1階（渋川市石原6-1）
・受付時間：月～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）
　　9:00～16:00

町営住宅

財務課 財政室　☎26-2236

町営住宅とは

町営住宅は、町が住宅に困っている方に低廉な家賃でお貸しする住宅です。入居の申し込みについては、次の条件を満たしている人となります。

●入居申込みの条件

①現在住宅に困っている人
②同居を予定している親族のいる人（婚約をしている人も含みます。）
③前年中の収入（入居を予定している親族の収入を含む）が収入基準（概ね月額158,000円以下）にあてはまる人
④敷金（家賃の3カ月分）を納入できる人
⑤町内に居住し、独立の生計を営み、入居決定者と同程度以上の収入を有する保証人を1人立てられる人
⑥申請者及び同居者（予定者を含む）が、暴力団員でないこと
⑦単身での入居は、条件や部屋の間取りが限られますので財政室までご相談ください。
※空きがない場合は仮入居申し込みをしていただき、空きが出来たら順番に連絡します。

木造住宅の耐震対策

産業建設課 都市建設室　☎26-2278

木造住宅耐震診断者派遣事業

地震から身を守るためには、家屋の耐震性を知ることが大切です。家屋の耐震対策を支援するため、耐震診断者派遣事業を行っています。

●該当する建物

・昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての住宅、または併用住宅で住宅部分の面積が1/2以上のもの
・平屋建てまたは2階建てのもの
・在来軸組構法によって建築されたもの

●費用

・無料（ただし、診断者の交通費1,000円などは申込者負担）

●その他

・募集戸数や申込期間、必要書類などが定められていますので、詳細は都市建設室へご相談ください。

住宅リフォーム促進事業補助金

産業建設課 産業振興室　☎26-2280

住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化と生活環境の質の向上を図るため、予算の範囲内で住宅リフォームに要する経費の一部を補助しています。

●補助対象者

・住宅を所有し、その住宅に居住して住民登録をしていること
・町税を滞納していないこと
・当該工事について、町で実施している他の制度の住宅の改造、補修に係る補助金等の交付を受けていないこと
・過去にこの補助事業を受けていないこと

●対象となるリフォーム工事

・工事金額が20万円以上（消費税込み）
・町内施工業者による住宅リフォーム工事
・補助金の交付決定を受けてから行う工事

●補助金額

・工事金額（消費税込み）の10%（ただし、千円未満は切り捨て）
・補助金限度額10万円

「はかり」の特定計量器定期検査

産業建設課 産業振興室　☎26-2280

計量法により、取引・証明に使用される特定計量器のうち、「はかり」は2年に一度の定期検査の受検が義務付けられています。定期検査は計量法に基づき群馬県知事が指定する指定定期検査機関により実施されますので、「はかり」を取引や証明に使用する方は必ず定期検査を受けましょう。なお、定期検査に合格した「はかり」には、定期検査を合格した年月を記載した定期検査済証印（合格シール）が表示されます。

・吉岡町の定期検査実施年度：平成30年度、平成32年度、平成34年度…になります。
・検査実施者：（一社）群馬県計量協会（指定定期検査機関）

※不明な点は（一社）群馬県計量協会（☎027-263-8217）または、群馬県計量検定所（☎027-263-2436）へお問い合わせください。

ぐんま新技術・新製品開発推進補助金

産業建設課 産業振興室　☎26-2280

町では県と連携し、新製品の開発を行う町内に事業所のある中小企業に補助金を交付します。補助対象となる経費は、新技術・新製品開発に係る原材料費、機械装置費、工具器具費、外注加工費などです。詳細は、産業振興室へお問い合わせください。

農地中間管理事業

農業委員会事務局　☎26-2280

経営規模を縮小したい農家等から群馬県農業公社が農地を借り受け、担い手に集約して貸し出す事業です。農地の貸借において公的機関が仲介することで安心して農地を貸すことができます。農業をやめた方や農地の管理が困難な方、また農地を貸したくても誰に貸していいのかわからない方は是非当制度をご利用ください。

農地利用権設定

産業建設課 産業振興室　☎26-2280

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定は、農地法に関係なく簡易な手続きで農地の貸借ができます。また、貸借期間については1、3、5、6、10年の設定ができます。受け付けは年2回です。詳細は、産業振興室へお問い合わせください。

農地の売買・貸借・転用

農業委員会事務局　☎26-2280

農地を売買または他の目的に転用するときは、農業委員会の承認を受け、県知事等の許可が必要です。また、農地を取得できる方については、取得する農地を含めて40アール以上の耕作農地のある方です。

農業委員会への許可申請の受付期間は毎月21日から25日（土・日・祝日を除く）です。

農業者年金制度

農業委員会事務局　☎26-2280

農業に従事する60歳未満の方で、国民年金第1号被保険者であれば、農地等の権利名義が無くても、誰でも加入できます。積立方式の年金制度ですので、納めた保険料とその運用益が将来のあなたの年金の原資となります。

保険料は、月額20,000円を基本とし、1,000円刻みで、67,000円（国民年金の付加保険料を除く）まで増やすことができます。全額、社会保険料控除が受けられます。

なお、認定農業者や青色申告者等の意欲ある担い手に対し、国の保険料助成（政策支援）があります。

広　告

広　告